

住民自治活動奨励事業補助金交付要綱

(平成19年3月6日決定)

(目的)

第1条 この要綱は、町内各地域において、住民自治活動を担う住民会及び住民会に属する組織（以下「住民会等」という。）に対する住民自治活動奨励事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、各地域における自主的で先進的な住民自治活動の推進に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉事業
- (2) 教育文化振興事業
- (3) 生活環境整備事業
- (4) スポーツ・交流振興事業
- (5) その他地域活性化、住民福祉増進に資すると認められる事業
- (6) 公共施設維持管理事業

(対象団体)

第3条 補助対象団体は、次のとおりとする。

- (1) 住民会
- (2) 住民会内に組織される地縁に基づく団体
- (3) その他、町長が適当と認める地縁に基づく団体

(補助金の交付)

第4条 町長は、上富良野町補助金等交付規則（平成4年上富良野町規則第8号。）（以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の規定に基づき本事業の実施に必要な経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金の交付は、1団体につき当該年度に1事業を限度とする。ただし、住民会については、その限りでない。
- 3 補助金の交付申請の受付期間は、毎年度4月及び5月の2ヶ月間を原則とし、予算に残がある場合は、随時受付けるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号を除く第2条の補助対象事業に係る直接経費とする。

- (1) 飲食等に係る経費（事業化に向けた協議又は事業実施における茶菓類を除く。）
- (2) 財産形成に係る経費（継続的な事業化に向けた初期投資に係る経費と認められるものを除く。）

(補助金額)

第6条 補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第5号は、補助対象経費の2/3以内とし、20万円を上限とする。
- (2) 第2条第6号は、補助対象経費の4/5以内とし、20万円を上限とする。
- 2 複数年にわたり継続して実施する事業については、補助対象期間を3年以内とし、その単年度ごとの補助金額は、前項の規定によるものとする。
- 3 前2項により算定される補助金額において、千円未満は切捨てるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際現に段階助成を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。